

2025年10月23日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

阿久比町長 田 中 清 高
(公 印 省 略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する
回答について

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろは、町行政につきまして御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
貴団体からの陳情書について、下記のとおり回答させていただきます。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】総務課

情報システム標準化によって独自施策への影響はありませんが、必要に応じて検討してまいります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】総務課

住民の手続きへのフォローや問い合わせについては、窓口や電話だけでなく、電子メールや町ホームページに設置したAIチャットボット等、住民それぞれが自分に合った方法で行えるようにしています。また、住民の利便性を高めていくために申請等の電子化を推進していく際には、従来の紙媒体による申請方法を残すことも含めて検討してまいります。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】ふくし課

第9期計画では、基金を約2億1千万円拠出する見込みで介護保険料は知多5市5町で三番目に低く抑えています。また、保険料段階は第8期計画までの12段階から、国基準に合わせて13段階に設定しており、低所得者軽減も国基準に合わせて第1段階から第3段階まで実施しております。さらなる多段階化については第9期計画の実績を踏まえながら第10期策定において検討していきます。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑み、必要に応じて拡充に努めてまいります。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】ふくし課

総合事業では、主に現行相当サービスや緩和型A・Bのサービスを行っており、一方的な打ち切りなどはしないよう努めてまいります。また、報酬単価については、国の通知に従い定めています。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】ふくし課

福祉用具貸与は、国の法令や通知に基づき実施しており、通知の範囲内で適正な手続きに努めてまいります。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】ふくし課

第9期阿久比町保健事業計画・高齢者福祉計画においては認知症対応型共同生活介護の整備について予定しておりましたが、同事業の既存の待機者数を把握し、介護保険事業・高齢者福祉事業運営協議会で協議をした結果、新たな事業所を維持できるだけのニーズがないと判断し第9期での施設整備を断念しております。今後の整備については、第10期の運営協議会にて検討してまいります。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【回答】ふくし課

要介護1・2の方の特例入所については、個別の状況に応じて対応いたします。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】ふくし課

必要に応じて運営指導等で聞き取りをしております。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】ふくし課

今後の検討課題といたします。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【回答】ふくし課

地域支援事業の生活支援体制整備事業で、生活支援コーディネーターや協議体とともに「集いの場」の充実に努めています。認知症施策総合支援事業では、認知症地域支援推進員の協力のもと、アピタ阿久比店や保健センターで認知症カフェを実施するなど拡充に努めています。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】ふくし課

高齢者については70歳以上の方に、初乗料金を助成するタクシー券を配布しております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】ふくし課

第10期計画の一部として整備することを検討しています。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】ふくし課

阿久比町高齢者おかえりサポート事業で、「賠償補償制度」を保険料無料で実施しております。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】ふくし課

認知症推進員と共に、検討してまいります。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者

控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】ふくし課

対象者については、今後の検討課題といたします。対象となる方には、確定申告の時期に障害者控除対象者認定書を個別に送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】住民医療課

保険税の引き下げは、現在のところ考えていません。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】住民医療課

本町の基金残高は0円です。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】住民医療課

減免の拡充は今のところ考えていません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】住民医療課

均等割は被保険者に均等に課税されるもので、平等にご負担していただいております。

医療費について、18歳までの子どもは入通院医療費の助成を行っています。減免制度の財源を考えると、他の加入者の負担増になることから現在のところ考えていません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】住民医療課

特別療養費の適用に際しては、事前に何度も滞納に関する通知をし、納税相談の上、弁明の機会を設け、資力があるにも関わらず督促に応じない世帯に対してのみ行う予定をしています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】住民医療課

未納者については、その実態調査や面談等により生活実態の把握に努め、生活再建と共に納税相談を行っています。法令の規定に基づき、適正な調査の上、滞納処分の執行停止を行っています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】住民医療課

滞納処分は国保運営上必要な制度と認識しています。未納者については、その実態調査や面談等を行っています。滞納処分につきましても法令を遵守して行っております。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】住民医療課

現行制度の変更は現在のところ考えていません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】住民医療課

現在のところ考えていません。

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】住民医療課

国等からの通知に従い資格確認書の発行を行います。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の拡充などの計画はありません。)

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、生活保護施設などを所有・運営していません。また、現時点で所有・運営する計画はありません。)

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、扶養照会はありません。)

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】ふくし課

生活保護の相談、申請があったときは、愛知県(福祉事務所)と連携し、適切な実施に努めています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】ふくし課

生活困窮の相談があったときは、愛知県(福祉事務所)及び町の関係各機関と連携し、適切な実施に努めています。(町は、実施機関ではないため、制度の適用拡充などの計画はありません。)

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】住民医療課

現行制度の存続に努めます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】住民医療課

子ども医療費については、入院・通院に対し、18歳年度末まで助成しています。入院時食事療養費の標準負担額につきましては、限られた財源の中、現在のところ、考えていません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】住民医療課

平成20年4月1日より自立支援医療(精神通院)対象者には精神通院医療費の助成を実施しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】住民医療課

限られた財源の中、現在のところ考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】住民医療課

限られた財源の中、現在のところ考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

【回答】児童保育課

「居場所づくり」として児童館事業や放課後児童健全育成事業を実施しています。こども
食堂の支援は阿久比町社会福祉協議会が行っています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】保健こども課

こども家庭センターを令和7年4月に設置し、困難事例等対応職員として正規職員の保健
師を2名配置しております。また、虐待対応専門員として会計年度任用職員を2名、心理担当
職員として会計年度任用職員を1名配置しており、相談体制を整備しています。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】学校教育課

就学援助に係る基準については、近隣市町と同じく生活保護基準額の1.3倍としていま
す。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

クラブ活動費については、児童生徒数に応じて補助しています。Wi-Fi環境がない世帯
については、教育委員会より無線通信機器等を無償貸与しています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請
できることを周知徹底してください。

【回答】学校教育課

年度途中においても、新たに該当となる方には制度を案内し、申請していただいています。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校教育課

現行の学校教育は、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費は保護
者の負担と定められております。事業に充当できる町予算には限りがあり、事業の拡充（無償
化）となりますと、他の事業との調整が必要となります。現時点で無償化の考えはありません。
ここ数年、物価高騰に対して、値上げ分を町が負担し、保護者負担額は据え置いています。

給食費無償化の国の動向に注視し、例規改正等準備をしてきます。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】児童保育課

現在のところ、給食費の無償化を検討していませんが、今年度においても給食費の値上げ
を行わず、保護者の経済的負担の増加を求める予定はありません。なお、私立園には、県の
補助を活用し、物価高騰等に係る支援金を交付する予定です。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新
たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村
は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】児童保育課

保育士配置基準については、国の改正基準をすでに実現済みです。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【回答】児童保育課

公立保育施設の統廃合や民間移管の予定は現在のところなく、待機児童もいません。

また、認可保育所の整備・増設については、今後の待機児童の状況等を鑑み、適切に対応してまいります。

育児休業を取得した場合の保育施設の利用については、3歳児以上に適用しています。未満児への適用拡大については、今後の入所申し込み状況等を鑑み、適切に対応してまいります。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】児童保育課

指導監査については、引き続き実地検査を原則として、各施設の実態把握に努めてまいります。なお、監査を行う職員は保育士の有資格者であり保育業務に精通した者を配置しています。

④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【回答】児童保育課

令和8年度から町立保育園にて事業を開始予定です。これまでどおり、指導保育士等が定期的に保育園に訪問し実施状況の把握をします。また環境整備及び職員配置については、国基準を基本としながら検討を進めます。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】ふくし課

社会情勢を鑑みて、令和6年度より以下のとおり支給額を変更しております。

障害の程度	改正前	改正後
身体障害者手帳 1 級及び 2 級、知能指数 35 以下並びに福祉手帳 1 級	4,600 円	5,500 円
身体障害者手帳 3 級、知能指数 36 以上 50 以下及び福祉手帳 2 級	4,000 円	4,800 円
身体障害者手帳 4 級及び 5 級、知能指数 51 以上 75 以下並びに福祉手帳 3 級	1,700 円	2,000 円
身体障害者手帳 6 級	1,400 円	1,600 円
身体障害者手帳 3 級及び知能指数 36 以上 50 以下	4,600 円	5,500 円

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【回答】ふくし課

事業者から設置についての相談があったときは、直ちに県へ繋ぐ等の支援をしています。また、障害福祉計画等でニーズを見極め、必要に応じて事業者に働きかけていきます。

現時点では、新たな補助制度や加算等の創設の計画はありません。今後、状況が変われば、基準や報酬単価などについて国等への要望とともに検討します。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乘せしてください。

【回答】ふくし課

現時点では、新たな補助制度や加算等の創設の計画はありません。今後、状況が変われば、基準や報酬単価などについて国等への要望とともに検討します。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】ふくし課

障害福祉サービスは、申請者(障がい者・障がい児)の障がいの種類や程度、介護者の状況、サービスの利用意向等の聴き取り及び提出された「サービス等利用計画案」等を勘案して、個別の状況に応じた支給時間を決定しています。

現時点では基本報酬の増額等の予定はありませんが、必要に応じて国等への要望とともに検討します。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】ふくし課

障害福祉サービスの利用料は、利用者(障がい者・障がい児)またはその世帯の所得状況に応じて限度額を定めていますので、過度な負担をおかけすることはないと考えています。そのため、現時点では、収入要件対象者の変更や新たな補助制度の創設、利用料などの無償化の計画はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】ふくし課

介護保険サービスが利用できる方で、利用を希望される障害福祉サービスと同様のサービス内容や機能が介護保険サービスにあるときは、原則、介護保険サービスを優先して利用していただいています。しかし、一律に介護保険サービスに移行させ、障害福祉サービスを打ち切るということではなく、利用者が必要としている支援の内容を介護保険サービスで受けられるかどうかを把握したうえで、個別の状況に応じた支給内容・支給時間を決定しています。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

【回答】ふくし課

自治体職員の訪問調査等は現時点で実施する予定はありませんが、成年後見制度を始めとした各種制度の啓発は広報等により実施しております。また、施設における障害者虐待として認定したケースについては、検証とともに施設に対する改善通知等による再発防止を要請しております。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】保健こども課

昨年度より带状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成制度を創設しました。

その他については、近隣市町村の対応状況等を参考にしながら検討していきます。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】保健こども課

高齢者用肺炎球菌(定期接種)の自己負担額は、平成28年度に4,000円を2,000円に引き下げています。

町の方針として、接種費用の3割程度を自己負担額とすることになっているため、带状疱疹ワクチン(定期接種)の自己負担額もそれをもとに算出しています。また、带状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成制度は、継続実施しています。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目接種は、1回目接種を助成していない方を任意予防接種事業の対象としています。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】保健こども課

今後の検討課題とさせていただきます。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】保健こども課

実施に向けた検討をしています。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】保健こども課

妊婦の歯科健診は、すでに実施しています。産婦については、今後検討してまいります。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】保健こども課

現在、乳幼児健診等の母子保健事業や成人の健康教育等を複数の臨時職員の歯科衛生士で行っております。本町の規模では常勤での配置は困難であると考えます。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】保健こども課

知多郡医師会や本町医師団と協議しながら、地域に必要な病床数の確保に努めます。

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】保健こども課

近隣市町村の対応状況等を参考にしながら検討していきます。

- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】保健こども課

近隣市町村の配置状況等を参考にしながら検討していきます。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上